

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3889059号
(P3889059)

(45) 発行日 平成19年3月7日(2007.3.7)

(24) 登録日 平成18年12月8日(2006.12.8)

(51) Int.C1.

F 1

B 65 D 81/32

(2006.01)

B 65 D 81/32

U

請求項の数 11 (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願平10-529585
 (86) (22) 出願日 平成9年12月11日(1997.12.11)
 (65) 公表番号 特表2001-508012(P2001-508012A)
 (43) 公表日 平成13年6月19日(2001.6.19)
 (86) 國際出願番号 PCT/EP1997/007146
 (87) 國際公開番号 WO1998/029320
 (87) 國際公開日 平成10年7月9日(1998.7.9)
 審査請求日 平成16年10月8日(2004.10.8)
 (31) 優先権主張番号 08/773,568
 (32) 優先日 平成8年12月27日(1996.12.27)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(73) 特許権者
 ユニリーバー・ナームローゼ・ベンノート
 シヤープ
 オランダ国、エヌ・エル—3013・アー
 ・エル・ロッテルダム、ウエーナ・455
 (74) 代理人
 弁理士 川口 義雄
 (74) 代理人
 弁理士 伏見 直哉
 (74) 代理人
 弁理士 田中 夏夫
 (72) 発明者
 ゲルハルト、マーク・ダグラス
 アメリカ合衆国、メリーランド・2115
 7、ウエストミンスター、フォー・シーズ
 ンズ・ロード・869

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】二重容器およびそれ用の個別の室

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

- a) 少なくとも 2 つの分離可能な室、および
- b) 前記少なくとも 2 つの室用の共通の蓋を具備し、
- c) 前記各室が前側および相互結合された後側を含み、前記各室の前記前側が前側底面を備え、前記各室の前記後側が後側底面と後側上面を有し、前記各室の前記後側底面が底を形成し、前記各室の前記後側上面が前記他の各室の前側の底面と抱き合せになり、
- d) 前記室が、前記共通蓋は抜きにして、はずすことができるよう連結して一体の瓶を形成することができる瓶。

【請求項 2】

前記室が同一である請求の範囲第 1 項に記載の瓶。

10

【請求項 3】

前記共通蓋がさらに前記室同士を結合する請求の範囲第 1 項に記載の瓶。

【請求項 4】

前記共通蓋が 1 個または複数の内容物出口開口と、前記内容物出口孔を塞ぐ閉じた位置と開いた位置の間で旋回可能なキャップとを含む請求の範囲第 1 項に記載の瓶。

【請求項 5】

前記キャップは、それが閉じた位置のとき前記共通の内容物出口開口内に適合する垂れ下がった栓を含む請求の範囲第 1 項に記載の瓶。

【請求項 6】

20

各室について前記前側内部が前記後側内部と流体連通する請求の範囲第1項に記載の瓶。

【請求項7】

前記瓶が2つの側壁を含み、前記2つの室のそれぞれが前記側壁の1つを形成することを特徴とする請求の範囲第1項に記載の瓶。

【請求項8】

少なくとも1つの水平の横断面が、瓶の周縁部は第1の垂直面に沿って、かつ前記第1の垂直面と直角をなす第2の垂直面に沿って鏡面をなし、前記室の内部が第1の垂直面に沿っては鏡像をなすがその面と直角をなす垂直面に沿っては鏡像をなさないようなものである請求の範囲第1項に記載の瓶。

【請求項9】

前側と後側を備える二重瓶用の室であって、前記前側が前記後側と相互連結され、前記前側が前側底面を備え、前記後側が後側底面と後側上面を有し、前記後側底面が底を形成し、前記室が別の前記室と連結して二重瓶を形成することができるよう、前記後側上面が前記室の前側底面と抱き合う形を有する室。

【請求項10】

前記前側内部が前記室の後側内部と連通する請求の範囲第9項に記載の室。

【請求項11】

前記室が、前記の連結している室同士が互いに隣接して内容物出口孔を有するように形成された内容物出口孔を有する請求の範囲第9項に記載の室。

【発明の詳細な説明】

発明の背景

最近の消費者製品を使用する際、それらを最終製品として使用する直前まで1個または複数の成分を分離しておくのが望ましいことが時々ある。例えば、漂白剤成分と酵素成分は望ましくない成分同士の事前の反応を防ぐために製品を使用する前は分離しておく必要がある。成分を分離しておくことが望ましいその他の消費者製品の例としては、シャンプーの界面活性剤成分とヘアコンディショナ成分、シャワーゲルの界面活性剤成分とモイスチャライザ成分を挙げることができる。

二重容器が望ましいが、その製品ができるだけ容易で経済的であることも重要である。例えば、その二重区画が同型のものであれば、その目的は助成されることになる。

当技術分野では、二重室または多重瓶の包装容器は数多く知られている。

Gentileの米国特許第5289950号は、少なくとも二種類の液体成分を同時に供給するための包装容器を開示している。この包装容器はそれぞれ上端に出口がある少なくとも2個の別々の区画を有する容器を備える。この容器の蓋システムには周囲がスカート状に下方に垂れ下がっている部分を持つ王冠を含む。この王冠からは少なくとも2つの注ぎ口が上方にのびてあり、それぞれの注ぎ口には口の上端から区画中に延びて貫通する孔がついている。別々の貯蔵区画8、10がついている。この二区画容器は完全に分離している2つの区画から形成しそれを蓋システムで組み立てることができ、容器の中を仕切る壁によって形成することもできる。この蓋システムは流体が漏れないように容器表面とかみ合う。従来の溝とビードによるスナップばめのかみ合わせが使用でき、これは既知の同等のかみ合わせまたはシールで代用できる。

Blettの米国特許第5386928号は、2成分からなる材料を供給するもので、加圧空気による塗布装置の容器中に取り付けた1対の折りたたみ可能なチューブを採用するシステムを開示している。空気を容器中に入れると、チューブは一斉に折りたたまれて各成分は出口を通ってスタティックミキサーに向けて送り込まれそこで均一に混合される。各チューブには前と後の末端に比較的堅い部品を使っており、その末端部品はピンでつないでいる。第7図に半月形の部品42を示す。

Gentileの米国特許第5392947号は、少なくとも2つの分離した区画を有するディスペンス容器を使った歯科用口内洗浄剤製品を開示している。このディスペンス容器の上端部には密封するように蓋の機構が取り付けてある。この2つの区画は蓋によってつなぐ完全に分離した2つの区画から形成することもでき、容器の中を仕切る壁によって

10

20

30

40

50

形成することもできる。

P a r d o の米国特許第 4 1 9 6 8 0 8 号は、通常は单一平面に並列に置かれた首部分のついた複数の内容物区画を有する容器包装用連続式蓋連結装置を開示している。このユニット化された包装は、容器を一体化した包装に結合する収縮包装のような手段をさらに具備することができる。2個より多い区画および／または瓶または容器を利用し、収縮包装のバンド以外の手段を利用して瓶または容器を一体化包装に組込むことができる。例えば、瓶または容器の接合箇所にかかり、それぞれの瓶または容器に接着するラベル用パネルは、瓶または容器を互いに直接接着させる場合と同様に使用できる。他のタイプのバンドまたは外側包装またはラップもまた同様に利用できる。

B u s k e の米国特許第 3 9 3 3 2 6 8 号は、好ましくは2個の多角形底面をもつ直角柱の形をしており、容器の集合体が形成されるように底部および側面の少なくとも1つが類似した形の容器の対応する面と向き合うようにしてある液体包装用の容器を開示している。底部および側面の少なくとも1つには、対応する面と接して据えられたとき、かみ合った面の間で滑ることのないように、類似した容器の対応する面とかみ合う手段がとられている。

P o s t o n 他の米国特許第 3 2 2 5 9 5 1 号は、洗濯機のタンクの構造についてのものであり、濃縮した洗濯溶剤の瓶を支持するための組み込み式構造を記載している。それにより、単独の締め付け金具の必要性を排除している。この洗濯機のタンクと溶剤容器にはさねはぎ型の相補的構造を持たせてもよい。

A b f i e r 他の米国特許第 D E S 3 5 3 3 2 6 号は、二重容器向けと思われるデザインを開示している。

J e n n i s o n の米国特許第 4 1 6 5 8 1 2 号は、多重容器包装を開示しており、そこでは容器は引き離しできるように突起と溝によってつないでいる。

M e d n i s の米国特許第 4 5 7 3 5 9 5 号は、多目的の容器ユニットを開示しており、そこでは、その中空の胴体の首と肩の部分を調整して、大きさ、容量あるいは外観の比率が等しい同型または鏡像のユニットを連結して組み合わせられるように作っている。

M e n d i s の米国特許第 4 6 4 0 4 2 3 号は、組み合わせると多面体を形成する容器を開示している。

D o u g l a s 他の米国特許第 5 4 5 8 1 9 1 号は、瓶を2個有する二重容器を開示している。瓶は引き離しが可能のように2つ並べてほど孔結合によって連結している。1つのキャップが両方の瓶に被さっているが、そのキャップにはそれぞれの瓶用に別の出口がついていて、互いに独立して開けることができる。

D o u g l a s 他の米国特許第 5 3 1 6 1 5 9 号は、二重瓶容器を開示している。2つの瓶は引き離しができるように一方の瓶の隆起部を他方の瓶のくぼみとかみ合わせることによって並んで連結している。

R e i l 他の米国特許第 5 1 5 8 2 0 9 号は、流動性媒体の包装を開示しているが、これは、おのの全体が側壁を形成する2つの筒形の部分、向かい合わせに配列して隣り合う2つの半分が側壁の部分、半分底の部分および半分が注ぎ装置で半分が上壁の部分から成り立っている。これらはいずれの場合も合成プラスチックフィルムで個々にシールし互いにつなぎ合わせている。

別々に貯蔵しておいた成分を使用するのに、それらが互いに使用直前に出てきて混じり合い、単一製品の流れとなるような、改良を施した二重容器が依然として求められている。

発明の概要

本発明は二室容器に関し、これは瓶を連結したものからなり、各成分を使用する前はそれぞれ分離しておくが、各成分は互いに殆ど同時に内容物出口部分を通って、隣接する内容物出口孔に向かうようにしたものである。好ましくは、本発明の瓶には2つの同型の室を用い、背中合わせに置いたときにそれらが相互に繋がって单一の二室容器となるように設計し、成型する。本発明の連結の仕組みによってプラスチック成型業者段階での組立と、充填時の単品容器の受け渡しが可能となる。蓋としては好ましくは内容物出口の筒を取り巻くシェルでそのシェルには引き上げキャップのついたものを用いる。

10

20

30

40

50

各室には前側と後側があり、その前側と後側は好ましくは互いに通じ合う内部を有する。前側には底面があり、後側には底面と上面がある。後側の底面は二重瓶の底の半分をなす。後側の上面は他の室の前側の底面と抱き合せになる。その抱き合せの面によって2つの室を連結することができる。

上記およびその他の本発明に関わる特徴と利点をより完全に理解するには、以下の好ましい実施態様の詳細な説明と添付図面を参照されたい。

【図面の簡単な説明】

第1図は本発明に関わる二重瓶の前面からの透視図である。

第2図は室が分離していることを示し、共通の蓋のはめ込み方を示す二重瓶の透視図である。

10

第3図は第1図の3-3の線に従う断面図である。

第4図は第1図の4-4の線に沿う断面図である。

第5図は第1図の5-5の線に沿う断面図である。

第6図は第1図の6-6の線に沿う断面図である。

第7図は第1図の7-7の線に沿う断面図である。

第8図は、本発明に関わる瓶の断面図で、内容物出口孔から内容物が注ぎ出るように、キャップが開いている局面で瓶が逆さになっているところを示す。

発明の詳細な説明

第1図で分かるように、二重瓶10には室12、12'があり、図のようにこれらは好ましくは同型のものである。室12には前側14(第2図)と後側16がある。前側14と後側16は中空で、内容物が一方から他方に流れられるように内部は互いに通じ合っていることが好ましい。もし前側12と後側14が互いに通じ合っていない場合も、好ましくはそれらは相互につないでおく。

20

第1図および第2図(18')で見られ、また、第6図で最もよく分かるように、室12'に関して、後側16にはまた舌状の側面部分18がついている。前側14には図で示すような形に丸めた底面20がある。後側16には上面22があり、少なくとも一部が前側14の底面20と抱き合せになる。後側16にはまた底面24があり、それぞれの室および一部はまた二重瓶の底の役割も果たす。室12、12'には上部に別々に内容物出口部分70、70'があり、内容物出口孔27、27'まで達している。

共通の蓋26はシェルの外壁74と、その外壁と繋がっているキャップ30および台78、78'についている内容物出口孔76、76'を備えている。キャップ30はプラスチック片32でシェルに蝶番式に取り付けてある。蓋26の内筒90には内側に向いた円筒形のビード34が含まれてあり、出口部分70、70'の外側に出てるビード92、92'の下側にパチンとはめ込むことができる。

30

室12、12'はそれを背中合わせにはめ込んで二重瓶10にする。第2図を見ると最もよくわかるように、後側16'の上面22'は前側14の下面20と抱き合せになる。同様に、室12'の前側14'の下面20'は室12の後側16の上面22と合わせられる。また、後側16'の側面部分18'は、室12の前側14の側面40と合うように形と大きさをそろえてある。室12と12'は共通蓋26なしでも完全につなげられるが、蓋26は二重瓶の安定化に役立ちうる。必要があれば、後側16、16'に突起102(透視図、第2図)、102'をおいて、溝100、100'に合わせて二室の固定を補助してもよい。

40

第2図の透視図で分かるように、共通蓋26はつながれた室12、12'に上からはめ込むことができる。

内容物出口部分70、70'は蓋26のシェルの外壁内の経路50を通って延びている。小室50内では内容物の2成分は別々に移送され、共通蓋26内の内容物出口孔76、76'を通って出てくる以前は混合することはない。内容物出口部分70、70'は、末端を弧108、108'の状態でつなげた垂直部分からなり、それぞれ半月形にしてある。2つの室をはめ込むと垂直部分の外側の面が互いに接触して並び合い、それぞれの半弧が一緒になって完全な円筒の形をつくる。

50

キャップ 30 は第 8 図のように開けた局面または第 3 図のように閉めた局面にしておくことができる。閉めた局面では、キャップ 30 に付いている栓 58、58' が内容物出口孔 52 に入って蓋をする助けとなる。

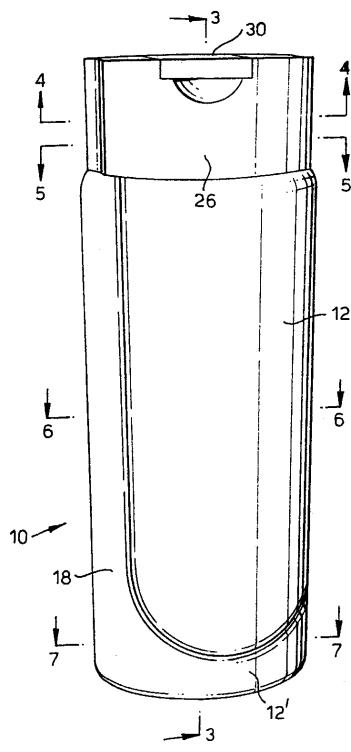
第 6 図から最もよく思い描けるように、二室からなるこの二重瓶の周縁部は、(1)接合部の縦軸に沿う紙と垂直方向の鏡面で、(2)水平面に対して垂直で紙とも垂直な面と共に鏡像をつくる(二室が交わる周縁部のわずかな不連続性は無視)。それに反して、二室の内部は(2)の場合は鏡像をなすが、(1)ではなさない。

二重瓶の各室は好ましくはポリエチレンのような熱可塑性プラスチックスであって、好ましくはプロー成型で作成する。

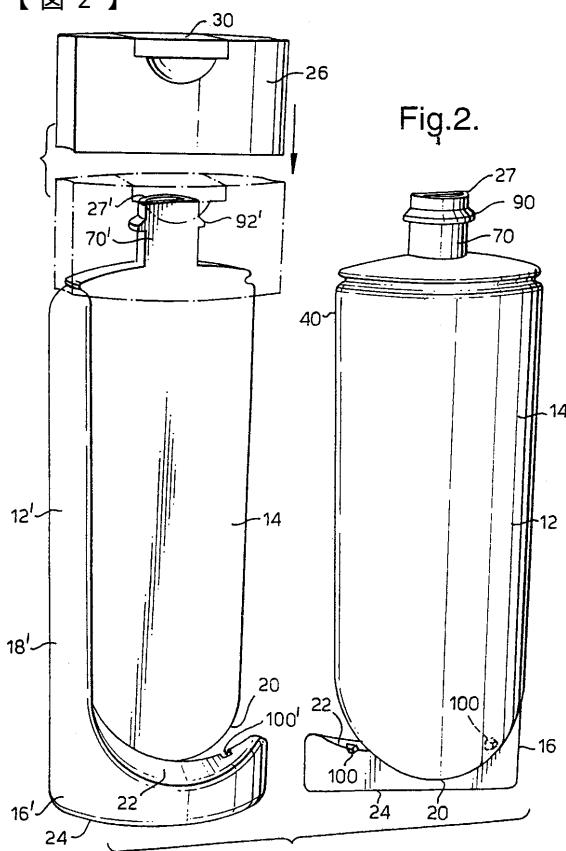
本発明により、隣接した口から取り出しが可能であり、さらに型が同一で、したがって、10 製造を容易にすることが可能な 2 つの室からなる二重容器を提供できることを理解されたい。

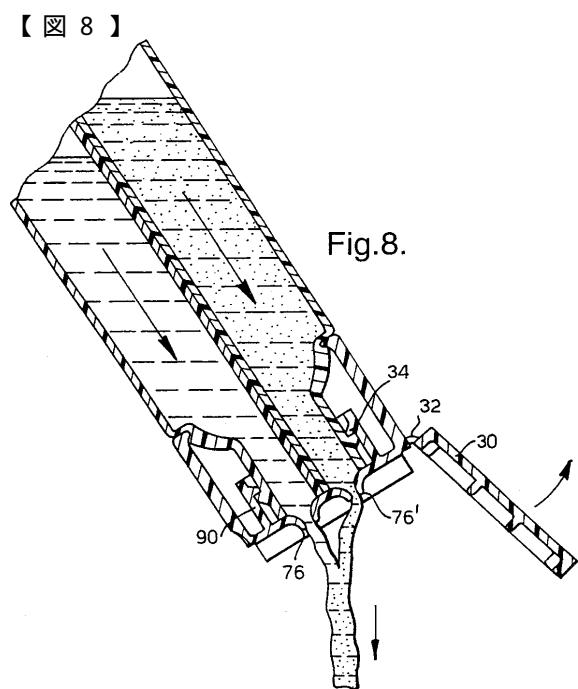
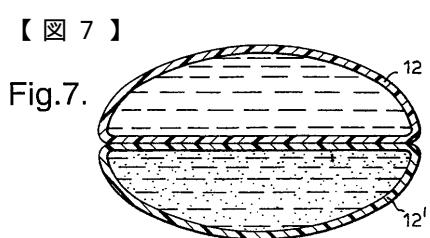
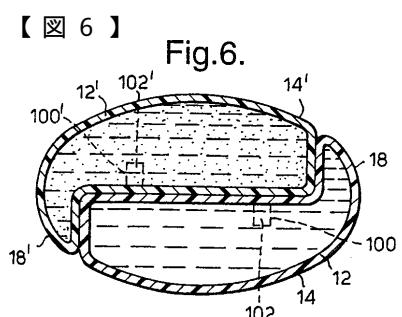
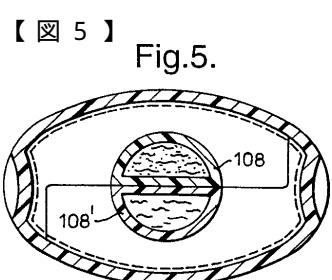
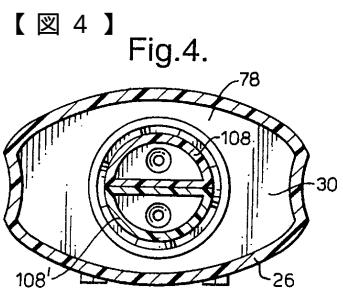
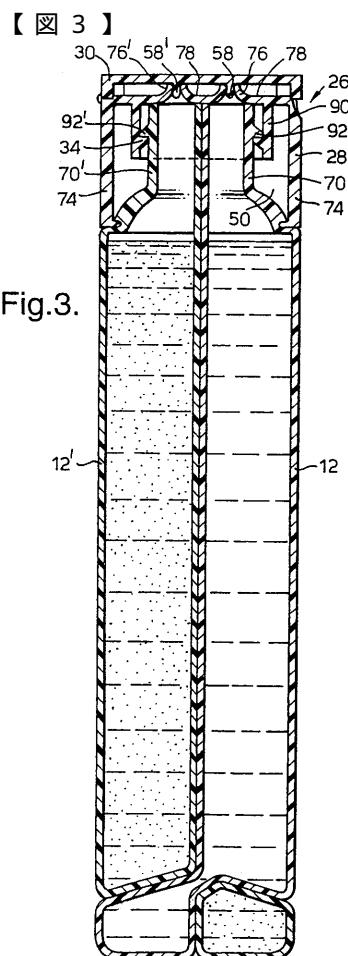
本明細書において図示し、説明した本発明に関わる特定の形状は、もちろん、単なる代表例として示したにすぎず、本開示の明らかな教示を逸脱せずに、それに何らかの変更を加えることができることを理解されたい。従って、次に本発明の全範囲を決定する際には下記の請求の範囲を参照すべきである。

【図 1】
Fig.1.



【図 2】





フロントページの続き

(72)発明者 コリス, ウィリアム・ケビン
アメリカ合衆国、コネティカット・ウッドバリー、メドウブルック・レーン・28

審査官 窪田 治彦

(56)参考文献 特開平03-187856 (JP, A)
特開平03-212344 (JP, A)
特開昭60-148454 (JP, A)
獨国特許出願公開第4219598 (DE, A1)
米国特許第3933268 (US, A)
米国特許第4165812 (US, A)
米国特許第4196808 (US, A)
米国特許第5158191 (US, A)
米国特許第5289950 (US, A)
米国特許第5316159 (US, A)
米国特許第5392947 (US, A)
米国特許第5386928 (US, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 81/32